

東税板支発第50号

令和4年9月16日

各 位

東京税理士会板橋支部

支部長 田中 千税

租 税 教 育 推 進 部

(F A X 公 文)

東京税理士会
租税教育講師養成研修会（広域対応）
開催のお知らせ

東京税理士会租税教育講師名簿既登録者の方へ

いつも租税教室へのご協力ありがとうございます。

以下令和4年度広域対応講師養成研修会第3回のお申し込みについてお知らせいたします。

第3回 令和4年10月12日（水）10：00～13：00

東京税理士会館にて開催

この広域対応講師養成研修会は、令和4年度の租税教育講師名簿に登録があり、一定の要件の基で支部の枠組みを超えて租税教室を行いたいと希望する会員を対象としております。

詳細については添付PDF「令和4年度広域対応講師養成研修会の開催について」等をご確認いただき、参加希望者は支部事務局（shibu@itazei.jp）までご連絡ください。

令和4年10月3日（月）を期限とさせていただき、支部で取りまとめて申し込みをいたします。

なお、第4回のお申し込みについてはまた後日ご連絡させていただきます。

広 発 第 4 7 号
令和 4 年 2 月 2 1 日

支部長 各位

東京税理士会
租税教育推進部長 百瀬 弘之



令和 4 度 広域対応講師養成研修会の開催について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当部事業並びに租税教育推進に多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記研修会を下記のとおり開催することといたしました。

つきましては、貴支部より、支部所属会員へご案内いただき、受講者をお取りまとめの上、別紙 2 「研修受講者連絡票」にて期日までに当部あてご提出くださいますようお願いいたします。

集合型開催を予定していますが、新型コロナウイルス感染防止のため、状況によって変更する場合があります。予めご了承ください。

記

【受講対象者】

令和 4 年度の租税教育講師名簿に登録があり、日税連作成の「租税教育講義用テキスト《参加・体験型》」に基づいた租税教育を実施し、支部の枠組みを越えて租税教室を行いたいと希望する会員

【日 時】

※変更又は中止が発生した場合は、本会から E メールでご案内いたします。

回数	開催日	開催時間	定員	提出期限
第 1 回	5 月 17 日(火)	午後 2 時～5 時	20 名	5 月 10 日(火)
第 2 回	9 月 6 日(火)	午後 2 時～5 時	20 名	8 月 30 日(火)
第 3 回	10 月 12 日(水)	午前 10 時～午後 1 時	20 名	10 月 5 日(水)
第 4 回	令和 5 年 1 月 16 日(月)	午前 10 時～午後 1 時	20 名	令和 5 年 1 月 10 日(火)

【場 所】

東京税理士会館 地階 会議室

【研修内容】

1. 広域対応実施要領について
2. 広域対応に即した租税教室の実演演習

※グループに分かれて、日税連「租税教育講義用テキスト」の小中学生向けシナリオ《参加・体験型》に基づいた実演を行っていただきます。主任講師役と補助講師役を入れ替えて行い、1 回の制限時間は 2 0 分です。

【お問合せ先】

東京税理士会事務局広報課 (担当: 平野)

電話: 03-3356-4468

FAX: 03-3356-4469

E-mail: sozei-kyoiku@tokyozeirishikai.jp

広域対応講師養成研修会の受講にあたっての留意点【重要】

1. 遅刻の取扱いについて

遅刻については、理由の如何に関わらず研修開始後 15 分までとし、それ以降の入室はできません。

2. 出席の取扱いについて

研修会の最後に実施する「受講票兼アンケート」の提出がない場合は、欠席扱いとなります。ご注意ください。

なお、受講票兼アンケートの提出をもって 3 時間の研修時間が付きます。

3. 日税連テキストについて

受講者は、日税連発行の「租税教育講義用テキスト」を必ずご用意ください。

4. 実演演習について

当日は、実際の広域対応による租税教室に則した実演演習を予定しております。

実演演習では、受講者に「租税教育講義用テキスト」の小学生向け講義用テキスト《参加・体験型》に基づき、始めから「Ⅰ-④財政」の前まで及び「Ⅱ-④税を通して見る民主主義」以降の内容を実演していただきますので、事前に該当部分を熟読いただくようお願いいたします。

なお、持ち時間は 1 回 20 分です。

また、実際の広域対応による租税教室では、初対面の方同士で主任講師・補助講師を担当するが多いため、実演演習の主任講師・補助講師の組合せは、当日決定し、交代で演習をしていただきます。

広域対応による租税教室に関する留意点

本会の定める租税教育等広域対応実施要領の第 6 条第 1 項第 2 号では、広域対応講師登録名簿への記載要件のひとつとして、「日本税理士会連合会が作成した講義用テキストに沿った内容で授業等が行える会員」を規定しております。

従いまして、当日の実演演習をはじめ、派遣先の広域対応による租税教室において日税連発行の租税教育講義用テキストのシナリオ以外での講義を行った方については、広域対応派遣講師として事実上派遣できない場合がありますので、ご留意下さるよう改めて申し添えます。